

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年7月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年8月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成29年8月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
北條池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 北條幹線林田地区	坂出市建設経済部産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 北條幹線加茂地区	〃
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西又横井地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 真元池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上屋敷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 北山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 柳地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東井手地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 大場佐地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 安藤地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 松縁平田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 井手西地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 林田下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東梶地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業	〃

